

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和3年12月1日)

[件名]

- 1 「鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定」の改定
について
(危機管理政策課) … 2
- 2 冬期道路交通確保対策について
(道路企画課、危機管理政策課) … 3
- 3 島根原子力発電所2号機に関する対応状況について
(原子力安全対策課) … 4
- 4 令和3年度鳥取県原子力防災訓練の実施について
(原子力安全対策課) … 7
- 5 人形峠環境技術センターの使用施設に係る新增設計画の報告
への回答について
(原子力安全対策課) … 9

危 機 管 理 局

「鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定」の改定について

令和3年12月1日
危機管理政策課

本県と徳島県は、平成16年に都道府県レベルで初の遠隔地の相互応援協定（当初は自然災害を対象とし、その後の改定により危機事象全般に拡大）を締結し、災害時等の人的・物的支援、平常時の両県職員の人事交流や防災訓練の相互参加をはじめ、市町村及び民間レベルでの応援協定の締結等を行っています。

さる11月15日に鳥取市で両県知事会議を開催し、南海トラフ地震等に備える危機管理対応や新型コロナウイルス感染症対応に係る連携強化を行うこととし、同日付けで協定を改定しました。

1 日時・場所

- (1) 日時 11月15日（月） 午前9時45分～10時30分
- (2) 場所 ホテルニューオータニ鳥取2階 はまなすの間（鳥取市今町2丁目153）
- (3) 出席者 平井鳥取県知事、飯泉徳島県知事

2 連携強化に関する合意事項

- (1) 南海トラフ地震等に備える危機管理対応の連携強化
 - ・災害ケースマネジメントをはじめ最近の災害を踏まえた先駆的な取組
 - ・DX（デジタルトランスフォーメーション）、GX（グリーントランスフォーメーション）の積極的な活用と取組の全国への波及
 - ・ウィズコロナの成果を踏まえ、アフターコロナを俯瞰した取組
 - ・南海トラフ地震等を想定した、訓練の充実や事前復興の推進
- (2) 新型コロナウイルス感染症の第6波に共に立ち向かう情報連携
 - ・関西圏からの感染拡大の兆候と見られる情報の迅速な共有
- (3) 新型コロナウイルス感染症対応物資の相互支援
 - ・感染症の急拡大に伴う医療物資等が不足する側への支援体制の構築

3 連携強化事項を踏まえた協定の改正概要

- ・両県の災害発生時の応援派遣の取組も含め、全国に先駆けた連携を目指すことや平常時からの協力強化を明記
- ・DXの積極的な活用、情報発信の代行、電源車、避難所の感染症対策強化を追加
- ・南海トラフ地震への意識付けを明記するとともに、新型コロナウイルス感染症や南海トラフ地震など危機事象の予兆等に関する分析情報の共有や災害ケースマネジメントなど先駆的な取組を追加

4 これまでの協定締結の経過

- H16.3.17 「災害対策における鳥取県・徳島県相互応援協定」を締結
- ・同時被災をしないメリットを活かした遠隔地同士で行われた県レベルの協定は全国初
 - ・災害発生時におけるボランティアの受入体制の構築及び平常時におけるボランティアの相互交流等を規定
- H20.9.1 「危機事象発生時における鳥取県・徳島県相互応援協定」に改定
- ・対象を自然災害に限らず危機事象全般とすることを明記
 - ・支援内容に、被災地の重要な通常業務継続（BCP）の支援を追加
 - ・震度6弱以上の地震の場合、自動応援を行うことを明記
- H23.11.18 「鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定」に改定
- ・応援内容に広域応援調整、避難者受入等を追加
 - ・平常時からの協力体制について追加（訓練参加、業務継続体制構築、職員相互交流）
- H28.9.12 「鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定」を改定
- ・熊本県で顕在化した課題を踏まえ、協定を拡充
 - ・被害地域全体を、応援県の総力を挙げて県民全体で支援することを明記
 - ・災害対応業務の標準化の推進、人的・物流・広域支援について拡充

冬期道路交通確保対策について

令和3年12月1日
道路企画課
危機管理政策課

国土交通省は、昨年北陸地方で発生した大雪による幹線道路上での大規模な車両滞留を踏まえ、災害級の大雪時においては、人命を最優先に、高速道路とそれに並行する国道等を躊躇することなく同時に通行止めとする方針とし、本県においては、山陰道（鳥取IC～はわいIC間）とこれに並行する国道9号が同時通行止めの対象区間として設定されました。

同時通行止めとする場合は、事前の広報活動を行い広域う回を促すとともに、う回車両による大規模な車両滞留を回避するため、県道鳥取鹿野倉吉線（鳥取市桂見～気高町上光）も合わせて通行止めとすることとし、国土交通省等関係機関と連携して対応します。

1 同時通行止めの区間

大雪時に大型車両のスタックによる通行止めが多く発生する山陰道（鳥取IC～はわいIC）及び国道9号（鳥取市伏野～湯梨浜町はわい長瀬）と、急カーブ、急勾配、幅員狭小区間が連続し、う回車両の集中に伴う大型車両のスタックが予想される県道鳥取鹿野倉吉線（鳥取市桂見～気高町上光）を同時通行止め区間とする。



2 判断の目安

2時間連続5cm以上または1時間10cm以上の降雪が継続し、積雪深が80cmを超える恐れがある場合

※平成29年1月豪雪時に智頭町の国道373号において車両滞留が発生した時点の積雪深(79cm)を基に設定

3 同時通行止め時の対応（タイムライン）

積雪期まで	<ul style="list-style-type: none"> トラック協会、商工会議所等関係団体等への広報活動。 中国道サービスエリア、道の駅等への情報掲示。 県民への周知。
24時間前まで	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報を踏まえ、同時通行止めの可能性を記者発表。 道路企画課に「情報連絡本部」を設置し、国・県・警察・NEXCO等関係機関が連携して対応に当たる。 県民への不要不急の移動自粛の呼びかけや、県外車等への広域う回の呼びかけを、道路情報板、あんしんトリピーメール等の媒体の活用や、報道機関を通じた広報などにより実施。以後継続。
6時間前まで	<ul style="list-style-type: none"> 気象台の降雪予測等を基に、同時通行止めの開始予定時間を記者発表。 現地への誘導員の配置等の準備を開始。 大型車両の待機場所を、国土交通省がヤマタスポーツパーク駐車場や道の駅北条公園などに準備。
2時間前まで	<ul style="list-style-type: none"> 同時通行止めを決定し、通行止め開始時間を記者発表。
通行止め開始	<ul style="list-style-type: none"> 通行止め区間の集中除雪を実施
通行止め解除	<ul style="list-style-type: none"> 除雪状況や気象予測を基に、解除予定2時間前に解除予定を記者発表し、通行止めを解除。

島根原子力発電所 2号機に関する対応状況について

令和3年12月1日
原子力安全対策課

県では島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の結果をはじめ、原子力防災、エネルギー政策、島根原発の安全対策等について、国や中国電力から説明を聞く住民説明会を開催するとともに、県原子力安全顧問から専門的な意見をお聞きする原子力安全顧問会議、住民等との情報共有や意見交換を行う原子力安全対策合同会議等を開催しました。

1 島根原子力発電所に関する住民説明会及び避難計画説明会の開催

(1) 開催日・場所・内容

開催日	場 所	内 容	参加者数
10月24日(日)	米子市文化ホール メインホール	<住民説明会>【説明者】 ・島根原子力発電所2号機の審査結果【原子力規制庁】 ・島根地域における原子力防災の取組と国の支援体制【内閣府】 ・国のエネルギー政策【資源エネルギー庁】 ・島根原子力発電所の安全対策、必要性【中国電力】	109人
10月30日(土)	SANKO 夢みなとタワー 1階多目的ホール		69人
11月24日(水)	鳥取県西部総合事務所 講堂		21人
11月18日(木)	とりぎん文化会館 梨花ホール	<避難計画説明会>【説明者】 ・島根原子力発電所2号機の審査結果【原子力規制庁：録画映像】 ・原子力防災の取組と広域住民避難計画等【鳥取県・米子市・境港市】	27人
11月23日(火)	ホテルセントパレス倉吉 ケンジントン&チェルシー		19人

(2) 結果概要

島根原発2号機の審査結果をはじめ、万が一の原子力災害に備えた原子力防災の取組及び広域住民避難計画、エネルギー政策・島根原発の安全対策等について、県・米子市・境港市の主催で県民の方に国や中国電力から説明を聞く住民説明会を5回開催した。

(3) 主な意見

- ・新規制基準の信頼性（ゼロリスクといえるのか 等）
- ・地震の評価（基準地震動820ガルの耐震性、宍道断層と鳥取沖西部断層の連動性）
- ・避難計画の実効性（風向きと避難方向、複合災害への対応、バス台数の確保 等）
- ・核燃料サイクルの実効性（使用済み燃料の再処理、高レベル放射性廃棄物の最終処分 等）
- ・原発のコスト試算、再生可能エネルギーの開発
- ・万一事故が起こった場合の中電の補償（風評被害 等）
- ・安全協定の事前了解権、住民の意見聴取 など

2 鳥取県原子力安全顧問による視察

(1) 日 時 10月17日(日) 14:20~17:30

(2) 視察先 中国電力 島根原子力発電所

(3) 参加者 原子力安全顧問9人

(4) 結果概要

特に安全性と専門性が高い対策※について、重点的にそれぞれの専門的観点から視察した。

※事故対応の拠点となる緊急時対策所や本県が対応を求めた汚染水対策（止水壁）、屋外のポンプ車等から原子炉格納容器等に注水するための可搬型設備接続口等を見て回ったほか、2号機内で水素爆発防止用に設置された静的触媒式水素処理装置、炉心溶融の耐熱材として格納容器床面に設置したコリウムシールド等を確認。

3 鳥取県原子力安全顧問会議の開催

(1) 開催日・場所・内容

回	開催日・場所	内 容
1 回目	11 月 8 日(月)9:30~12:05 米子コンベンションセンター 国際会議室 (ウェブ方式)	・国(規制庁、内閣府、エネ庁)による審査結果、 原子力防災、エネルギー政策の説明
2 回目	11 月 17 日(水)14:00~15:00 県庁災害対策本部室 (対面及びウェブ方式)	・顧問会議による確認結果のとりまとめ及び顧問会 議意見の知事への報告

(2) 出席者 県原子力安全顧問(1回目11人、2回目10人)、知事、米子市防災安全監、境港市防災監 等

(3) 結果概要

島根2号機の新規規制基準適合性審査に係る国、中国電力からの審査結果等の聞取り、現地視察の結果等を踏まえ、顧問が島根2号機の審査及び中国電力の安全対策について確認結果を取りまとめ、顧問会議の意見として知事へ報告した。

4 鳥取県原子力安全対策合同会議の開催

(1) 開催日・場所・内容

回	開催日・場所	内 容
1 回目	11 月 8 日(月) 米子コンベンションセンター 国際会議室 (対面及びウェブ方式)	・国(規制庁、内閣府、エネ庁)による審査結果、 原子力防災、エネルギー政策の説明 ・中国電力による島根原発の安全対策等の説明
2 回目	11 月 22 日(月) 米子コンベンションセンター 多目的ホール (対面及びウェブ方式)	・顧問会議意見等の説明

(2) 出席者 知事、米子市長、境港市長、米子市・境港市原子力発電所環境安全対策協議会委員、
県原子力安全顧問 等

※国(規制庁、内閣府、エネ庁)、中国電力：1回目のみ説明者として出席

(3) 結果概要

米子市と境港市の安全対策協議会を県と合同で開催し、国、中国電力及び県原子力安全顧問からの説明を聞き、それらの説明に対する協議会委員の意見等を聴取した。

5 審査結果及びエネルギー政策に関する原子力安全対策プロジェクト会議

(1) 開催日・内容

回	開催日	内 容【説明者】
1 回目	10 月 7 日(木)	・地震や津波に関する審査結果の確認【中国電力】
2 回目	10 月 12 日(火)	・プラントに関する審査結果の確認【中国電力】
3 回目	10 月 21 日(木)	・重大事故対策に関する審査結果の確認【中国電力】
4 回目	11 月 15 日(月)	・国のエネルギー政策の確認【資源エネルギー庁】

(2) 出席者 鳥取県、米子市、境港市

(3) 結果概要

鳥取県、米子市及び境港市が合同で中国電力や資源エネルギー庁から説明を受け、島根2号機の審査結果及びエネルギー政策について確認を行った。

6 島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会

(1) 開催日・内容

回	開催日	内容
1回目	10月5日(火)	・島根原子力発電所に関する安全協定の改定について
2回目	10月22日(金)	・第1回協議会における鳥取県、米子市及び境港市からの説明要請事項への回答について ・島根原子力発電所に関する安全協定の改定について
3回目	11月4日(木)	・島根原子力発電所に関する安全協定の改定等について

(2) 出席者 県危機管理局长、県総務部長、米子市防災安全監、境港市防災監、中国電力

(3) 結果概要

中国電力から発言のあった「安全協定の規定の見直し」に関して、社内検討を終えた2項目(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡、現地確認)について回答があった。

令和3年度鳥取県原子力防災訓練の実施について

令和3年12月1日
原子力安全対策課

1 令和3年度鳥取県原子力防災訓練（大型ヘリ輸送）

原子力災害時のヘリによる避難経路等の上空偵察や資機材輸送訓練を鳥取空港等で、陸上自衛隊等の協力を得て行いました。

訓練では、県、西部市町（米子市、南部町、日南町）が、美保分屯地から搭乗し、避難経路や県西部の防災基地の確認、また鳥取空港で災害復旧用資機材搭載として大型ヘリに原子力防災資機材（避難退域時検査で使用するゲートモニタ）と中国電力の復旧車両（軽自動車）の搭載を行いました。

あわせて、陸上自衛隊（第3飛行隊・美保基地内）の協力による大型ヘリ（CH-47）の活用訓練は、近年3年連続で実施していますが、本県の訓練としては初めて車両・資機材の搭載を行いました。

（1）目的

原子力災害時に、空路を活用した住民避難の実施及び災害対応資機材輸送について、各機関の実施手順等を確認し、原子力災害対応の実効性を高めるとともに各機関の対処能力の向上を図る。

（2）日時

11月5日（金） 午前10時から午後1時10分まで

（3）場所

鳥取砂丘コナン空港、陸上自衛隊美保分屯地（美保基地内）

（4）参加者等

10名（自衛隊員除く） ※住民参加なし

鳥取県、西部市町、陸上自衛隊中部方面ヘリコプター隊第3飛行隊（美保分屯地・美保基地内）、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社 等

（5）訓練項目

（ア）住民避難想定訓練

自家用車避難経路及び県西部防災基地確認

（イ）中国電力復旧資機材（車両）搬送訓練

大規模災害時の電力復旧に係る資機材の搬送に係る連携要領の確認

（ウ）資機材等輸送手順確認訓練

避難退域時検査会場設営のため空路輸送による資機材輸送の手順確認

（6）訓練の流れ

新型コロナウイルス流行下の中、地震により島根原子力発電所においてトラブルが発生し、施設敷地緊急事態へ進展。放射性物質放出に至っていないものの、その後の住民避難への進展に向け、陸上自衛隊の大型ヘリによる避難経路の損傷確認及び避難退域時検査会場設営等のため空路輸送による資機材輸送等を実施。



大型ヘリ（CH-47）（陸上自衛隊）



避難経路の上空偵察



災害復旧車両搭載

2 令和3年度鳥取県原子力防災訓練（人形峠環境技術センター対応）

人形峠環境技術センターにおける事故を想定した原子力防災訓練を11月16日に実施しました。

本訓練はトラブル発生時の対応能力の向上を図るため、三朝町及び岡山県と共同で実施して行っており今回で22回目になります。県庁・中部総合事務所・三朝町役場等の機関における事故発生の初動から事故進展に応じた対応手順を確認する図上訓練及び機能別の実動訓練を実施しました。

また、災害時における給水訓練をあわせて実施しました。

(1) 日時

11月16日（火） 午前8時30分から午後4時まで

(2) 場所

鳥取県庁、中部総合事務所、原子力環境センター、三朝町役場、上齋原オフサイトセンター、三朝町総合スポーツセンター 他

(3) 参加機関

鳥取県、三朝町、鳥取県警、原子力規制庁上齋原原子力規制事務所、原子力規制庁島根原子力規制事務所、岡山県、鏡野町、岡山県警、自衛隊、鳥取中部ふるさと広域連合消防局、人形峠環境技術センター、寺谷建材（鳥取市） 等
（鳥取県内参加者約70名 ※住民等の参加はなし）

(4) 主要訓練項目

- (ア) 初動段階～災害対策本部運営段階における防災関係機関の活動、相互連携手順の確認検証。
- (イ) 事象進展に応じた情報収集項目、情報発信内容及び情報整理方法の手順確認。各機関との情報共有方法の確認及び習熟。
- (ウ) 原子力防災資機材等の操作方法の習熟。

(5) 事故想定

人形峠環境技術センター施設内で作業中にシリンダ損傷及び火災が発生し、六フッ化ウランが漏えいしたことにより、施設敷地緊急事態に至るとの想定。

(6) 訓練内容等

訓練項目	場所	内容	
災害対策本部等運営訓練	鳥取県庁 中部総合事務所 三朝町	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁、中部総合事務所、三朝町役場での事象進展に応じた情報収集及び発信や対応手順の確認 ・テレビ会議による担当者会議開催を通じた情報共有方法の確認 	
オフサイトセンター訓練	上齋原オフサイトセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・オフサイトセンターでの事象進展に応じた、運営手順、情報連絡、対応手順の確認 	
実動訓練	緊急時モニタリング訓練	原子力環境センター 三朝町内	<ul style="list-style-type: none"> ・県モニタリング本部（原子力環境センター）の運営手順、情報連絡の確認 ・モニタリング車等を使用した実動計測等
	交通規制手順確認訓練	鳥取県警 三朝町内	<ul style="list-style-type: none"> ・発災箇所への車両乗り入れを規制するための情報伝達手順や交通規制要員配備手順等の確認 ※要員の配置のみで実際の交通規制の実施なし
	原子力防災資機材等展開訓練（機能別訓練）	三朝町総合スポーツセンター駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・三朝町や中部消防局へ配備している各種防災活動用テントの展開やホールボディカウンタ車の展開運用手順の確認等 ・ホールボディカウンタ車による内部被ばく検査の実施手順確認 ※あわせて給水車運搬給水設備の設置、給水訓練を実施



本部等運営訓練



防災資機材(テント)展開訓練



内部被ばく検査訓練



給水訓練

人形峠環境技術センターの使用施設に係る新增設計画の報告への回答について

令和3年12月1日
原子力安全対策課

今年1月15日に国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター（以下「機構」という。）が原子力規制委員会に申請した核燃料物質使用変更許可申請（核燃料物質使用施設の部分的な機器撤去等）が9月17日付けで許可されました。

県では、10月15日に県原子力安全顧問会議を開催して機構から審査結果について説明を受け、顧問から安全性の確保を前提として実施して差し支えない旨の意見報告があったことから、三朝町とも協議の上、今回の新增設計画について、環境保全協定書に基づき、「了解する」旨を文書回答しました。

1 機構への回答内容（11月2日付、県と三朝町の連名文書）

- 県及び三朝町では、当該計画の安全性や周辺環境への影響等について、鳥取県原子力安全顧問会議において検証を行った結果、当該計画について了解する。
- 計画の実施に当たっては、下記事項に留意すること。
 - ・安全性の確保を最優先に、関係法令を遵守し、適切に実施すること。
 - ・住民及び自治体への環境放射線モニタリング測定結果等の積極的な情報公開に努めること。
 - ・放射性固体廃棄物の現場での分別、管理を適切に行うこと。

2 県原子力安全顧問会議の意見（10月15日開催）

- 計画に放射線の安全上のリスク増加は認められず、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全に影響を及ぼさないと認められることから、安全性の確保を前提として、実施して差し支えない。
- 人形峠環境技術センターには、計画の実施に当たって、安全性の確保を最優先に関係法令を遵守し、適切に実施すること、また、住民及び自治体への環境放射線モニタリング測定結果等の積極的な情報公開に努めること、放射性固体廃棄物の現場での分別、管理を適切に行うことを求める。
- 県に対しては、使用施設における解体・撤去等の実施状況を適宜確認し、継続して環境放射線モニタリングによる測定結果を注視するよう求める。また、引き続き顧問会議で実施状況を確認する。

（参考）

1 これまでの経過（環境保全協定に基づく対応）

2021(R3)年 1月15日	機構から新增設計画の報告（環境保全協定※に基づくもの） 県及び三朝町から意見回答（最終的な意見を留保し、今後、原子力規制委員会による審査の後、機構から審査結果について説明を受け、回答する。） 機構が原子力規制委員会へ核燃料物質使用変更許可申請
9月17日	原子力規制委員会が核燃料物質使用変更許可
10月5日	機構が県及び三朝町へ許可の報告
15日	原子力安全顧問会議（審査結果の内容確認）
11月2日	県及び三朝町の意見回答

※国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定書（平成30年12月25日締結）

（新增設計画）

- 第5条 丙は、施設の新増設を計画し、又はその計画を変更しようとするときは、甲及び乙に報告するものとする。
- 2 甲及び乙は前項に関し意見のあるときは、丙に対して意見を述べるができるものとする。
- 3 丙は、前項の規定による意見があったときは、誠意をもって対応するものとする。

2 使用変更許可の概要

センターの研究施設の設備の解体・撤去等に伴う濃縮工学施設と開発試験棟の使用変更許可である。
〔濃縮工学施設〕ウラン濃縮試験の終了に伴う遠心機室等の設備・機器の解体・撤去
〔開発試験棟〕解体撤去機器等の分析作業を行うための放射能測定装置等の設置



第 202100193375 号
発 総 第 8 8 号
令和 3 年 11 月 2 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料・バックエンド研究開発部門
人形峠環境技術センター
所長 木原 義之 様

鳥取県知事 平井 伸治
(公印省略)

三朝町長 松浦 弘幸
(公印省略)

新增設計画書の報告について (回答)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定書(以下「協定」という。)第5条第1項に基づき、令和3年1月15日付令02原機(峠)115で報告のあったこのことに関して、同年1月15日に最終的な意見を留保すると回答していたところです。

この度、令和3年9月17日に原子力規制委員会による当該計画に係る核燃料物質の使用変更許可が行われ、同年10月5日に貴機構から県及び三朝町に報告がありました。県及び三朝町では、当該計画の安全性や周辺環境への影響等について、鳥取県原子力安全顧問会議において検証を行った結果、当該計画について了解するものとし、改めて協定第5条第2項に基づき回答します。

なお、計画の実施に当たっては、下記事項に留意してください。

記

- 1 安全性の確保を最優先に、関係法令を遵守し、適切に実施すること。
- 2 住民及び自治体への環境放射線モニタリング測定結果等の積極的な情報公開に努めること。
- 3 放射性固体廃棄物の現場での分別、管理を適切に行うこと。